

宗教法人の管理運営上の諸問題

渡 辺 隆

(前文化庁宗務課課長補佐)

一、宗法人と税務問題

これから、宗法人の管理運営上の諸問題についてお話させていただきます。

初めに、昨年(昭和五七年)の宗教界にとって大きなテーマでございました税務問題について、若干ご報告させていただきます。特にご当地では今、古都保存協力税の問題、あるいは、正月には、伊勢神宮林に課税するといったことと思います。というように、報道されたところがございます。今年も一つの大きなテーマになるのではないかと思っております。私は、この問題は、二つほど問題を提起したのではないかと思っております。一つは、宗法人と国との関わりについて、税務という問題を通して改めて考える機会を双方に投げかけたのではないかと。もう一つは、宗法人として社会に対する信頼を確保するためにどのような努力をなすべきか、そんなことが問われたのではないかと。というふうに考えております。

(一) 税務調査の問題

国の財政悪化も原因の一つだと思いますが、公益法人に対する課税を適正に行うということで、三、四年前ぐらいから地方の各税務署で税務調査が行われることになりました。内容は、三つほどありまして、①法人の収入は一体どれぐらいあるか、②代表役員（住職・宮司）の収入、給料はどれぐらい宗教法人からもらっているか、③何か収益事業を行っているか、というものです。

これは、最初は書面で来て、何日以内に返事を下さいというもので、やがてその返事に基づいて実地に行かれたところもあるようです。お寺の場合ですと収入をみるために預金通帳や家計簿をはじめ、一番手っ取り早いのは葬式が一体その年に何件ぐらいあったか、というのを見ればよいということで、檀徒名簿や、極端な場合には過去帳などの閲覧を要求するというようなことが一部ではあったと関係の方から聞いております。

そういうことがありまして、従来あまり税務署との関わりの多くなかった寺院では、その対応にとまどわれるところも少なくなく、関係方面から国税庁その他税務当局に、取扱いについての善処方を要望したというのが実情のようでございます。

そこで、国税庁の方もその対策として、昨年六月頃各地方国税局に対して、次のような三点の取扱上の留意事項を傳達されたと伺っております。①一つは宗教法人へ照会文書を送るに当たっては、できるだけ事前に宗教団体（連合会）等に連絡し、突然一方的に行うということのないように努めること、②二つめは、照会文書の内容についても、過度に詳細な項目を求めることのないように配慮すること、③三つめは、調査のため相手方に接触するに当たっては、必要に応じ、その調査の目的を十分説明するように配慮し、特に過去帳等の特殊な書類については、調査上特に必要と認められる場合に限って、事前にその理由を説明し、理解を得た上で、自主的な協力の下に見せてもらうようにす

ること、の三点です。その後、こうした通達や国税庁の指導が徹底したせいで、あまり極端なことは、なくなつたと聞いております。

(二) 法人税基本通達の改正問題

ところが、もう一つ、皆さん御承知のとおり、一昨年(昭和五十六年)の十一月に、「法人税基本通達」が改正され、これが、宗教界にとつてまた一つ大きな波紋を及ぼした訳です。この法人税基本通達の改正は、公益法人課税に關する事項を中心としたもので、宗教法人一般の問題ではなく、宗教法人が収益事業を行っている場合にしか關係がないのですけれども、ことは宗教法人に対し非常に大きな影響があるということで、日本宗教連盟をはじめ、全日本仏教会、神社本庁その他でもお取り上げになつた訳です。

そもそもこの基本通達は、法人税關係の諸法令の内容について具体的に説明をするというのが趣旨ですから、本来、特に新しい税制の改正といった問題はないはずなのですが、何故こういうことになつたかということ、後に述べる二点が日宗連としては問題であるとお考えになつた訳なのです。

(1) 宗教法人と法人税

本論に入る前に、宗教法人と法人税の關わりについての概要を少しご説明しておきます。宗教法人の収入については、収益事業に該当する事業から生ずる所得についてだけ法人税が課税されることになっていきます(法人税法七条)。ですから、寺院の場合ですと葬儀があつて、お布施などの収入があつたとしても、これには一切課税されないので、神社ですとお賽銭には一切課税されないのです。収益事業に該当する事業をやつてそこから収入があがってきた場合にのみ、課税するという制度になつてゐる訳です。

この「収益事業」というのは、収益をあげる事業の意味かというところ、そうではありませんで、法人税法施行令五条

に三十二列挙^(注1)されている事業を指すのです。例えば、物品販売業とか、不動産貸付業とか、三十二の業種が並べられております。その収益事業に該当する場合にだけ課税されるという仕組みになっているのです。ですから、普通のお寺で、何も収益事業をやっていない場合には、全く法人税はかからないということになる訳です。

(2) 基本通達一五一一一(公益法人等の本来の事業が収益事業に該当する場合)

今回の「法人税基本通達」で問題になったのは二点あります。まず一点めは、分かりやすく言いますと、宗教法人が宗教活動を行っていても、税務署としては、それが、もし、この三十二の業種^(注1)のうちのどれかに該当すれば、それはもう税務署としては、宗教活動だからと言って課税の対象外にすることはない、税務行政の観点から公平等に課税をいたしますと、こういうことです。(法人税基本通達一五一一一)

もっと正確に言いますと、その事業が、公益法人の本来の目的たる事業であっても法人税が課せられることに留意するという表現になっております。これは、行政上における公益性の判断、これが宗教活動だと思いますが、それと税法における収益事業課税の必要性の判断とは全く尺度が異なるのだというのが国税庁の見解でございます。

なぜ、収益事業に課税するかというと、ここに掲げられている三十二の業種^(注1)は、物を売ったり、駐車場を営んだりという普通の会社が、普通にやっている一般的な業種を列挙しているのです。会社ですと、この三十二の業種^(注1)に限らず、すべての所得に課税されるのです。当り前のことですけれども、こういう一般企業と競合するような事業を宗教法人あるいは公益法人がやっている^(注2)と課税されないというのでは税の面からいうと不公平ではないかということなのです。しかも、宗教法人(公益法人)と株式会社^(注2)が課税上全く同じ取扱いかというと、そうではありません。宗教法人の場合には税率が所得の二十五パーセント^(注2)となっております。それが一般の株式会社の場合、四十二パーセント^(注3)と、十七パーセントも差があるのです(法人税法六六条)。しかも、地方税への跳ね返りもありますし、大きく、や

はり税制の面では、公益法人は優遇されているということになります。

これに対して日本宗教連盟は、通達は表現こそ違え、信教の自由に基づく活動であっても、課税の対象にしているのは問題であるとして、廃止する様に要望書を提出しております。これが一点です。

実は、この問題に關して言う実務上は既にこういう取り扱いがなされておりまして、例えば、宗教法人で信者さんに機関誌を有料で発行している様な場合には、それは「出版業」という収益事業に該当するとされています。宗教法人の側からすれば宗教活動の一環なのですけれども、収益事業として課税されているのです。これは従来から行われていることですし、それを通達上明確に表現しただけと国税庁は言っている訳です。

(3) 基本通達一五―二―一四(公益法人等の確定申告書の添付書類)

しかし、もう一点の方は、実質的な問題になりうるのです。宗教法人が収益事業を行う場合、その事業に關し決算書をつけて税務署に提出しなければならないことは当然のことです。つまり、これだけ収入があつて、これだけ経費がかかりましたから、これだけが所得ですと申告するのです。

しかし、今回の改正は、こうした場合、収益事業部門の決算書だけでなく、本来の公益活動(宗教活動)部門の決算書も同時に提出するように、というものです。(法人税基本通達一五―二―一四)

これは何故、そういうことを言うかという点、国税庁の見解では、これも、法令の規定の文理上は特に疑義はなく、実際にも、そう運用しているが、一部に、収益事業部門の決算書類のみで足りると誤解する向きがあつたとを絶たないの、明文化したものだと言っています。また、こうした取扱いをする必要のある理由としては、共通経費や収益事業と公益事業との経理の区分が適正かどうかを検証するためとしています。つまり、例えば、収益事業部門で任職の給料が仮に百万円とか、二百万円とか出ており、これは当然損金(経費)で落せることになりましたが、然らばこの任職

は本来の宗教活動の方でどのくらい給料をもらっているのだろうか、と考える訳なのです。収益事業の方が二百万で、宗教活動の方は、極端にいえばゼロとか、百万というのでは、これはやはりおかしいのではないか、そんなに朝から晩まで収益事業だけに従事しているはずはないので宗教活動が中心なのだからそちらの方も相当の金額でなければおかしいということがまず一つです。ですから両方を見せてもらわないと本当にこの二百万が適正な給料かどうか分からないという訳です。もう一点は、公益法人課税上の特例として、収益事業からの所得を公益活動部門へ移し替えた場合には、寄付金とみなして、所得の三十パーセントまでは損金（経費）と認めるといふ制度があるのです（法人税法三七条四項）。同じ宗教法人内部の經理の操作に過ぎないのですから、本来の意味の寄付金とは言えないのですが、公益法人が収益事業をやるというのは、本来の公益活動を一生懸命やるためにやるのだから三十パーセントまでは認めようということでしょう。ですから、収益事業の決算書に、所得の一部分を宗教活動の方へ繰り入れたという經理になっている場合に、本当に宗教活動の方に繰り入れられたのかどうか、つまり、宗教活動部門の収入として決算されているのかどうか、これを見せてもらわないと分からないというのです。

これに対して、日本宗教連盟の方では、宗教法人というのは、自律自浄の原則に基づいて信者に対しては、公告をする義務をもっているけれども、所轄官庁への報告さえも一切義務づけられていないものであるにもかかわらず、申告に必要としない書類の提出を要求することは、税務指導に名を借りて、宗教活動の中に税務行政が踏み込んでくる危険性を感じざるを得ない、いったい何が宗教活動なのかという判断にまで国が介入してくる危険感を持たざるを得ない、とおっしゃっている訳です。こういう理由で、両方の部分を廃止するようにと要望されていますが現在のところは廃止されておりません。

国税庁の一般見解としては、これは公益法人全般についての問題であって宗教法人をことさら対象にしたもので

はないといっています。決して宗教法人を狙い撃ちしたものではありません。しかし、公益法人が全国にいたい二十四万くらいあると聞いていますが、その内の十八万(七五パーセント)が宗教法人なのです。ですから、意図はなくても、結果的には、宗教法人を狙い撃ちした形になっているので、やはりもう少し事前に慎重な配慮が必要だったのではないかと、いう気がしております。私も文化庁の立場といたしましては、今回の税務問題は、宗教法人においてこれからお話しいたします財務処理さえきちっとしていれば何ら驚くにはあたらないと思っております。そして、こうした税務の問題を一つの契機に、宗教法人の会計事務が見直され、少しづつ改善されて、宗教法人の適正な財務処理が行われることを期待しています。また、私も宗教法人法を所管する側といたしましては、国、地方公共団体の課税当局に対しましては、従来から、宗教法人法八十四条の規定の趣旨、即ち、「国及び公共団体の機関は、宗教法人に対する公租公課に関係がある法令を制定したり、賦課徴収に関し宗教法人を調査する等の場合には、宗教法人の宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることがないように特に留意をしなければならない。」ということに十分配慮して行政を執行していただきたいと協力を要請しているところでありまして、これが私どもの基本的な考え方でございます。

二、「宗教法人の組織・運営等に関する調査」結果

前置きが大変長くなりましたが、これから宗教法人の管理運営上の諸問題についてお話しをしていきたいと思えます。主として、文化庁が昭和五十四年度から三年間にわたり、各方面のご協力をいただいて実施いたしました「宗教法人の組織・運営等に関する調査」の結果を中心にお話しをさせていたゞきたいと思えます。

この調査は、包括法人、被包括法人、単立法人を対象に抽出して行いましたが、今日は主として被包括法人のうち

伝統仏教寺院についてみていきたいと思えます。伝統仏教寺院は、全国に約七万五千ありますが、この調査では、そのうちの五十分の一（二パーセント）を無作為に抽出いたしました。回答率は七十五パーセントですから、かなり現在の伝統仏教寺院の正確な姿がつかめたのではないか思っております。

(1) 代表役員の属性

まず、代表役員について幾つかお尋ねいたしました。初めは、代表役員にどんな人がなっているかということですが（表1）、九十八パーセントが宗教上の代表者（住職）となっております。これは従来、伝統的に宗教上の代表者と法人事務の代表者とが一致している方がよいというお考えからそうなっていると思うのですけれども、宗教法人法では、特に定めがある分けではなく、規則で自由に定めてよいことになっております（法一二条一項五号）。もし、規則に定めがなければ責任役員が互選をするということになっていく訳です（法一八条二項）。

宗教上の代表者と法人事務の代表者とが一致した方がより良い法人運営ができるのかどうかという点については、いろいろなご意見があるかと思えます。これが、包括法人の方になりますと、仏教関係ですと約七割ぐらいが管長、門跡といった宗教上の代表者の方、残りの約三割が宗務総長等の事務部門の責任者の方になっておられます。最近の傾向としては、この事務部門の責任者の方が代表役員になるというのが増加しつつあります。これは、宗教上の最高の地位にある方は、政治的に無責任であるのが望ましいということが根底にあるのではないかと思えます。宗派と寺院とでは、大分、事情が違うとは思いますが、本当に代表役員というのは住職でなければならないのかどうかということについては、各宗派においても法人事務運営の観点から一度は検討されてもよい問題ではないかと思っております。なお、表の「NA」は、ノーアンサー（無回答）の意味です。

(2) 代表役員の選出方法

次に、代表役員の選出方法ですが、(1)のように代表役員は九十八パーセントが住職であり、住職というのは宗派が任命する訳ですから、形式的な回答としては宗派が選出することになってしましますけれども、そうではなくて、ここでお聞きしたのは、その中でもいったい何が一番決定的な要因になっているかということですか(表2)。前任者が指名したり、世襲だというのが合わせて過半数を占めています。これは、各系統の中では一番伝統仏教寺院が多いのです。このことは住職というのは、お寺を先祖からの遺産と考えて、それこそ昼夜を分かたず守り伝えるという良い伝統があるということだと思うのですけれども、一方、そのお寺と住職個人とは法的には別のものであるという考え方(法人意識)がなじみにくい原因の一つにもなっているのではないのでしょうか。つまり、法人の財政と個人の家計とが、ともすれば混同されがちになっているのです。この辺が今度の税の問題でとまどわれた一因にもなっているのではないか、という感じがする訳でございます。やはり現代社会においては、法人ということをしつかり自覚していただいて、法人の財政と家計とを、峻別していただくということが必要であるといつも感じている次第でございます。

(3) 代表役員の兼務

兼務の状況ですが、これは他の寺院の代表役員(住職)を兼ねているかどうかという設問です(表3)。神社の場合には、十以上兼務というのが三十パーセント以上占めているという結果がでており、これは一番多いのですが、お寺の場合には、あまり多くありません。せいぜい一つぐらいという結果がでておりまして、実態を反映しているものと思います。

(4) 代表役員の兼職

次が兼職ですが、これは住職をされながら公務員や先生、あるいは会社のサラリーマンについている割合でございます。

ます（表4）。宗教活動だけやっているのがほとんどで、兼職は四分の一に過ぎません。神社が三十七パーセントですからそれに次いでいるところなんです。この兼職の是非については、いろいろな考え方があります。まず一つには、良いも悪いも兼職をせざるを得ないというのがあるでしょう。お寺の収入だけでは、とても生活できないのだというような。それから、そういう消極的な話ではなくて、兼職をすることによって、宗教の世界を一般の社会から眺めることができる、刺激を得ることもできる、というのがあります。つまり、現代の社会が何を宗教に求めているかということを理解しやすくなり、宗教活動に反映することができ、また、法人意識も持ちやすくなるという利点がある、という説です。このようにいろいろ意見はありますが、やはり宗教活動そのものにさく時間は物理的に減ってくる訳で、一般的には余り好ましいこととは言えないと思います。しかし、様々な状況がありますから、それ以上は、何とも申し上げられませんが。

(5) 責任役員の定数

次に、責任役員について聞いてみました。まず、責任役員の定数です（表5）。宗教法人法上は、三人以上とされていますが（法一八条一項）、五人迄で全体の九十パーセントを占めています。数としては三人が一番多くなっています。寺院の状況にもよりますが、法人の事務決定を行う機関ですから、五人ぐらいは必要なのではないでしょうか。ちなみに、学校法人は、法律上、理事は五人以上ということになっています（私立学校法三五条一項）。また、民法法人（財団法人・社団法人）は、法律上、理事は一人以上ということになっています（民法五二条一項）、現在申請のある民法法人で理事数が十人未満というのは余りありません。こちらは逆に理事数は余り多くないようという指導をしているくらいなのです。理事会に三十人も四十人も出席したのでは正常な議論は期待できないからです。現在、文部省では、理事数を二十人以内にするよう一般に指導しています。つまり、それだけ民法法人の理事という肩

書きは、名譽的な職だという一般的な認識があるのだろうと思うのですが、あまり宗教法人の責任役員には、その名の通り責任が重い感じがして、なりたいたいという希望が少ないのか、三人程度ということになっております。なお、租税特別措置法四十条の適用を受ける法人には、責任役員六人以上という要件がついているということも申し添えておきます。

租税特別措置法四十条の話をしたついでにこの制度について少し御説明しておきます。これは、個人が宗教法人に、財産（土地、建物等）を寄付する場合は課税上の特例措置なのです。現行の所得税法によりますと、例えば、その土地が時価一億円の価値があったとすると、寄付者個人に一億円の所得（譲渡所得）があったと考えると（みなして）、所得税が課税されるという制度になっています（所得税法五九条）。寄付をしたのですから実際には一銭も所得はないのですけれども、一億円所得があったとみなされるのです。そうするとちょっと普通の人では負担できないから結局寄付もやめようかというような話になってしまいがちなのです。なぜこのような一見不合理な制度になっているのかということについては別といたしましても、あらゆる場合に、寄付者に課税するとすると、国民が自らの資産を公益のために役立てようとする善意の芽をつんでしまうことにもなりかねません。それは国としても決して得策ではありません。そこで、一定の場合には、寄付者個人に所得がなかったことにしよう、つまり、非課税にしようという特例を設けています。これが租税特別措置法四十条なのです。法律上は、その寄付が、文化の向上その他公益の増進に著しく寄与する等一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けた場合となっています。つまり、公共性の高い、管理運営が適正に行われる保証のある法人に対するものであることが要求されるのです。そして、そのためには幾つかの要件があり、責任役員の定数もその一つなのです。（「租税特別措置法第四十条第一項後段の規定による譲渡所得等の非課税の取扱いについて」（昭和五五・四・二三 直資二・一八二））

(6) 責任役員の資格

それから資格（これは代表役員を除きます。）、つまり、どんな人が責任役員になっているかというところ、一番多いのが信者のみというのですが、とにかく信者が何らかの形で入っているというのが八十七パーセントもあるということがわかりました（表6）。かなり、法人の運営上、信者が関わっているのが多いということがいえると思います。それから、関係法人の教師（寺院の場合ですと法類、組寺、干与人等というのでしょうか）が四十パーセントぐらいにのぼっています。

(7) 責任役員を選出方法

次が選出方法です（表7）。これも代表役員のとくと同じように最も基本的な要因となると思われるものを選んでみました。やはり代表役員が選ぶというのが一番多いようです。この表には出しておりませんが、調べてみておもしろいと思ったのは、代表役員が選ぶというのは、比較的都市部に多く、農村部には割に少ないのです。逆に信者が選ぶというのは農村部に多くて、都市部に少ないと、かなり顕著な差があるのです。この辺を社会的に追跡してみるとおもしろいと思います。

(8) 責任役員と同族

次が同族です（表8）。同族の定義もいろいろありますが、ここでは、奥さんと三親等以内の親族、つまり叔父、甥ぐらいまでの関係を同族というふうにしてみました。神社では、いないというのが九十二パーセント、つまり、同族は八パーセントしかない、となっています。キリスト教も九十パーセントいないという結果がでています。比較的多いのが教派神道、単立法人です。伝統仏教寺院も、平均よりはかなり多い方に入っておりまして、全くいないというのが五十八パーセントです。

宗教法人法上、責任役員に同族を入れてはいけないという規定はありませんので、同族が入っても別に違法というわけではありませんが、例えば、学校法人とか社会福祉法人では、法律上、理事に同族を排除する規定が設けられております。例えば学校法人の場合ですと、本人以外同族は一人までです(私立学校法三八条四項)し、社会福祉法人ですと、本人と同族の合計数が理事総数の二分の一以下とされています(社会福祉事業法三四条三項)。(なお、同族の範囲は、この調査と同じ範囲です。)つまり、理事が仮に十人いた場合、同族は、本人を含め、学校法人の場合二人まで、社会福祉法人の場合五人まで、それ以上はだめということです。

同族はいけないということは、いつもいわれることですが、なぜ同族がいけないのかということをもっとよく考えてみる必要があると思うのです。個々の宗教法人の発生過程にはいろいろなケースがありますから、一概に言うことはできないと思いますが、宗教法人の運営は、公明正大に、少なくとも密室性をなくするというためには、同族が多くない方が良くということは一般的に言えるかと思えます。私もは、法人の事務は過半数で決するというものになっておりますから、同族が三分の一くらいまではやむを得ないと思えますが、全員とか、過半数とかいうのは、今後改めていただいた方がよいと思っています。さきほどの租税特別措置法四十条の公共性の高い法人になりますと、同族の範囲は更にもっと広くなりまして、民法上の親族(配偶者と六親等以内の血族、三親等以内の姻族)その他特殊な関係にある者、例えば当人の使用人とか、その人が会社を経営している場合の役員等も含めて、本人と同族の合計数が三分の一以下であることという要件を課しております。

(9) 責任役員の事務決定方法

宗教法人法上、宗教法人の事務は責任役員が決定するとあるだけで(法一九条)、別に会議形式をとらなければならないとはなっていません。これは民法にも私立学校法にもないのですが、現実には、この表にもあるとおり、七割

近くが会議を開いて決定をしている訳です（表9）。これは、まことに望ましいことです。そもそも何か物事を決めるのに、皆が一緒に集まっていろいろな意見を出し合っているうちに、最初は少数意見だったものが多数意見になるということはよくあることです。だから、会議を開いて決定していただくというのが一番良い訳です。しかし、残念なことに、このことを規則に明記している法人は余り多くないのです。これは後にもお話ししますが、良い制度だから何となく慣例でやっているというのではなくて、きちっと規則にも責任役員会のことをうたって招集の手続とか、議事の手続を定めておくということが必要なのではないかと思います。

(10) 信者の事務決定への関与

次に信者に移りまして、信者が宗教法人の事務の決定に関与しているかどうかということを見てみました（表10）。八十パーセント近くが関与しています。これは総代などを通じてだと思えます。この表では、予算だけをあげましたが、決算、財産処分、規則変更などもほぼ同じ数字です。

(11) 信者への周知

信者にどれぐらい周知させているかということですが（表11）、これは、同じ信者の項に入れてしまい、少し分かりにくいのですが、表10の方は信者の総代で、表11の方は一般の信者と考えていただかないとつじつまが合いません（議決に八十パーセントも関与して知らないということはない訳ですから）。「知らせる」がちょうど半分で一般の信者には余り知らされていないということが分かりました。この数字でも実態よりは少し多いのではないかと思います。感じもいたしますが、このほか、役員の人事については少し多くて七十三パーセントが知らせているという数字になっております。

(12) 信者の義務

信者に何か義務を課しているか、特に金銭的な義務を課しているかというお尋ねをいたしました(表12)。全く義務はないというのが三分の一を超えておりますし、案外、義務を課していないということが分かりました。しかし、これからの時代は、すべてがそうとは言えませんが、ドライに信者の方にも法人の運営に参画してもらおうけれども、一方、義務も課するという方が信者にとっても法人の運営に積極的に関与しているという自覚ができて良いのではないかと思います。如何でしょうか。

(13) 会計監査

会計監査の機関は宗教法人法上、必ず置かなければならないということにはなっていない(法一二条一項六号)。一方、私立学校法とか、社会福祉事業法では義務設置になっております(私立学校法三五条一項、社会福祉事業法三四条一項)。監査機関を置くということは、会計についての責任の所在を明らかにする上で、また、チェック機関があるのとないのとでは大きな差があると思うのです。監事が三十一パーセントも置かれ、何らかの形で監査が行われているのが七割にも上るとするのは、実は、正直、大変驚いたわけです(表13)。ところが、規則に監事あるいは監査機関を置いているというのを調べますと、これは、たった四パーセントに過ぎないのです。やはりこのへんにも少し問題がある、規則に定めていないで、なぜ監事というのが現実にいるのか、このへんも規則と実際の運営が一致していないということだと思います。

私はこの監事についてはいろいろところで宗教法人の公共性を高めるためにも財務運営の適正化のためにも置いた方が良いということ、いつもお話ししているのですが、ただ監事という役職を設置すればこと足りるというものではないのであって、監事というのは、会計事務処理をチェックし、必要に応じ、代表役員に対して意見をいうのが職務ですから、代表役員に対して対等に物が言えるような人でなければなりません。

監事に適任を見つけにくいという場合には、信者総代会のようなところに実質的に監査機関的な役割をもたせ、そのことを規則上も明確にしておいた方がよい場合もあるのではないかとも思います。各法人において工夫をしていただきたいところです。なお、租税特別措置法四十条適用の公共性の高い法人には必ず二人以上監事を置かなければならないということになっています。

(14) 備付書類帳簿

それから、備え付け書類と帳簿です(表14)。ここで気になるのは、予算書、決算書の率が低いことです。この程度の数字しかないというのは非常に残念でなりません。各法人の規則には、必ず予算、決算の作成がうたわれているはずなのです(法一二条一項八号)。なにも予算書や決算書についてそんなに難しいことを期待している訳ではありません。ごく普通の形式による予算書、決算書があればよいのですけれども、どうもこれを見るとそのへの認識が不十分だと思います。これでは、先程の税務調査に驚かれるのも無理はないと思われるのです。決算書がなければ、法人の収入がどれぐらいあるかと聞かれても分かるはずがないからです。私どもとしても、この予算、決算を規則通りに行っていたらとくというのを、これからも、あらゆる機会にお話し申し上げる、まずそれが第一だと考えております。税務当局も、宗教法人が規則に従った事務処理を行っているのは当然の前提だと考えており、ここがくずれますと、話も前へ進まなくなってくるのではないのでしょうか。

(15) 規則と運営の一致

次に、規則と運営の一致状態をおたずねしました。(14)の設問にも関連するのですが、宗教法人の事務や財務の運営を規則に則って行っているかどうかという調査です(表15)。ここで一致していないと堂々と回答されたのが二十三パーセントです。誠に正直で結構なのですが、一致していない理由としては従来からの慣行によっているというのが

ほとんどで、規則を変更する必要があるが、今ちょうどその手続きの最中だというのが五パーセントとなっています。規則というのは宗教法人にとって憲法のような存在だと思えますけれども、決して、絶対に直してはいけないというものではありません。そのために規則変更という制度もあるのです。実際に運営を行っていくうちに、こういう点は少し実情に合わないとか、こうした方がより良い運営ができるというようなところが幾つもでてくると思うのです。もちろん、宗教法人法の趣旨に反するようなことは問題ですが、そうでない限り、そういう点は、速やかに規則を変更し、とにかく常に運営を規則に則って行う、一致させるといふことが必要だと思えます。一致していない場合には、慣行によるのだと言っていないで、規則を変更していく努力が必要なのです。これが後程お話しいたします規則の見直しにも通ずることになる訳です。

(16) 包括・被包括関係の便益

次の二つは、包括・被包括関係についてお尋ねしてみました。まず、どのような点を便益と考えるかという点ですが、これは幾つ選んでも結構ですということでお願いましたので、重複しますが、一番多いのが情報をいろいろ提供してもらえ、指導してもらえ、というもので八割、次に後継者の問題などが多いようです(表16)。

(17) 包括・被包括関係の利益・不利益

最後に、被包括関係は、あなたの寺院にとって利益とお考えですか、不利益とお考えですかという質問をしてみました(表17)。利益が過半数の五パーセント、考えたこともないというのが三分の一もあります、不利益だというのが十三パーセントもあるのです。実は、この伝統仏教寺院の不利益一三パーセントというのは、各系統では一番多いのです。神社が六パーセント、教派神道が五パーセント、新仏教が三パーセント、キリスト教のプロテスタントが五パーセント、カトリックが一パーセント、諸教が一パーセントとなっています。この数字は、伝統仏教寺院の宗

派に対する考え方を知る上で大変参考になると思います。以上で、「宗教法人の組織・運営等に関する調査」結果に関する概略の御説明を終わります。

三、規則の見直し

次に「規則」の見直しについてお話ししたいと思います。文化庁では、昨年「宗教法人の規則」（宗教法人の管理運営の手引―第一集―）を刊行いたしました。より良い規則とするためにはこう直したらよいのではないかとということの皆様を参考に供しました。ただいまから、その中の十項目ほどについて御説明したいと思います。

(1) 公告の方法

まず、公告の方法ですが、公告制度というのは、宗教法人法の一つの大きな柱で他の法人には余り例のない制度です。これはほとんど（九八パーセント）が、事務所の掲示場に十日間掲示する、というような形になっています。しかし、お寺の事務所の掲示場などどこにあるのか、あまり知られていないというのが実態ではないでしょうか。となると、果たしてどれだけ実際に機能しているのだろうかという懸念がでてくる訳です。そこでまず一点は、事務所の掲示場をもっと人目に触れやすい所に設置するという事です。二点めは、掲示場への掲示だけではなく、他の方法を併用することを考えてはどうかということ。宗派の場合には機関誌等を利用しての訳ですが、一般寺院で機関誌まで出すのは難しいでしょうけれども、ある程度の部数の回覧紙のようなものを作成して、それを信者の地域別、あるいはグループ別で回覧をすとかすれば、信者の方にお寺の熱意が伝わり、非常にコミュニケーションがうまくいくのではないかと思うのです。今は情報の時代ですから、それに、公告が必要とされるのは、宗教法人法上でも財産を処分する場合など、ごく限られた場合だけなのです。それから、それほど負担にはならないと思うのです。それ以外に

も、予算、決算、人事なども普段から回覧をしておく、その後、信者に寄付を要請するといった時でも理解も得やすいのではないだろうか。

(2) 同族排除

同族排除については、先程申し上げたとおりでございます。

(3) 責任役員会

責任役員会は、既に調査でも明らかのように規則に先行して実体がそうなっているのですから、それを規則にも明定しておくということです。特に招集の方法とか、職務権限の内容一覧、議事運営の方法などは重要です。また、場合によっては、責任役員が会の招集を代表役員に求めたところ代表役員が故意に行わない場合の緊急措置というようなことも必要かも知れません。

(4) 役員解任

宗教法人をめぐる紛争の原因の一つに役員解任があります。日本人ですから、平時は、余り争い事は好まないのですけれども、逆にそれだからこそと言いまじょうか、いったんそういうことになる、非常に根が深くなってしまうという感じもいたします。宗教法人法十二条の規則記載事項には「役員解任」(同条一項五号)とあります。「任」は当然ですが、「免」についても書くことになっているのです。ところが最初から「免」などについて定めるのは穏やかでないということで、ほとんどの規則に書かれておりません。これは、法施行当初文部省で示した規則のヒナ型に定めていかなかったことも一因かも知れませんが。このことは、ちょうど「解散」などというものを規則に書くのは初めから解散することを予定しているようでいやだという考えがあるのと同じことでしょう(もともと、解散については、ほとんどの法人の規則に定めがありますけれども)。ところが、実際には役員を解任するといった例は決して

稀ではないのです。その時に困ることになります。判例によりますと、法人と役員との関係は民法の委任に類似した関係であるといわれておりまして、民法の委任の解除に関する規定（六五一条）を根拠として、法人は役員を解任できるとし、具体的には、任命手続と同じようなプロセスを経て任命権者が解任することは可能だというのが一般的な考え方なのです。規則に解任の規定がなくてもです。しかし、やはり規則に規定がないということは紛争をこじらす元になるのであって、そうしたトラブルを未然に防止するためには、少なくとも任命の時よりも重いプロセスを経て解任するということを規則に明定しておくことです。例えば、議決数を加重するとか、特別の組織に諮問を義務づけるとかしておくといいいのではないかと思うのです。そうすれば解任の手続きが適正に行われる限り、そのことを原因とする紛争は減ると思います。もちろん根本的な解決にはならないと思いますが、法的な対応措置も、かなり楽になるという気がします。

(5) 信者の定義

判例によると、信者は宗教法人の構成要素であるとされています。例えば、代表役員の地位を確認する訴えの利益があるとか、自分が信者である地位を確認する訴えの利益があるとか、解散命令の請求権があるとか、されていますが、信者については、規則にほとんど記載されていないのです。ですから、信者名簿を備えるとか、信者は寺院の護持興隆に努める義務があるとか、そういうことを書くと同時に、この法人の信者というのはこういう範囲の者をいうのだということもきちっとしておく、つまり、信者の定義も明確にしておく必要があると思います。

(6) 議決諮問機関

宗教法人法では、責任役員が事務決定機関とされていますけれども、実際には、信者総代等の議決・諮問機関が置かれていて、法人の意思決定に重要な役割を果たしているのが普通です。しかし、規則には、そのへんがきちっと書

かれておりません。例えば、総代は重要事項について参画するぐらいではつきり書かれていない場合が多いのです。総代が実際には宗教法人の運営上欠くべからざる機関であるというのであれば、その職務権限、招集権者、議決数、構成員の任命及び解任などについて規則に明定しておく必要があると思うのです。

(7) 監査機関

監査機関については、先程お話したとおりですが、要は設置することながら、実質的に会計事務処理をチェックするシステムを確立しておく必要があるという感じがいたします。

(8) 予算、決算、会計等の財務

予算、決算、会計等の財務については、どの法人の規則にもこういう規定があるのですが、中には、自分の法人規則に予算、決算に関することが書いてあることすらも知らない方がいらっしゃるのではないのでしょうか。そういう方は、規則を十分に消化していません。そのへんを改善していただく必要があると思います。また、必要があれば、規則を少し直して消化しやすい形にしておくということも大切なことではないでしょうか。

(9) 備付書類、帳簿

備付書類、帳簿の中には、法律上義務づけられているものもあるのですが、規則に余り書いていない例がありません。今後は、規則にもきちっと書いていただきたいと思います。

(10) 残余財産の帰属

解散した宗教法人の残余財産の処分は、規則で定めるところによるとされていますが(法五〇条一項)、その定め方については、宗教法人法上特に定めはありません。学校法人においては、法律上、学校法人その他教育を行う者を選定してそれに帰属させるよう定めるべき旨の規定がありますので(私立学校法三〇条三項)、宗教法人の場合も、その

公共性、公益性からして宗教法人その他の公益法人に帰属させるといふように規則できちつと書いておくことが必要なのではないかと思ひます。租税特別措置法四十条の關係でも、国、地方公共団体その他公益法人に帰属すると規則に明定しなければならぬとされてゐます。個人に帰属することができないようになってゐるのです。宗教法人に対する社会の眼が厳しくなつてゐる今日、宗教法人全体が十分に社会的な責任を自覚した上で運営を行つていただきたいと思ふのです。

最後に、法人税基本通達の一部改正に対する日本宗教連盟の御見解の中に宗教の社会的責任と役割として次のような三つの言葉がでています。一つは「反省」。宗教本来の活動とは何かを自らに問いかけること。二つめが「還元」。組織が強大化し、財政が豊かになつた宗教法人は、宗教本来の活動によつて社会に貢献するだけでなく、組織的にも財政的にも、もてる力を地域社会や福祉活動、文化活動などのために還元すべきである。三つめが「自浄」。宗教法人は、自ら明確な会計基準を設けて、内部監査を充実すべきである。税法上の優遇措置をうけ、多数の信者の信頼をうけてゐることに応えるためにも、自律自浄は絶対に必要である。こう結んでおられます。私も全く同感でございます。今後ともこうした精神に則つた宗教法人各位の御努力に期待したいと思います。どうもありがとうございます。

(注1) 現在(昭和六十年三月)三十三の業種が指定されている。

(注2) 昭和五十九年度以降二十六パーセント。昭和六十年年度以降二十八パーセントに改訂される予定である。

(注3) 昭和五十九年度以降四十三・三パーセント

代表役員

1	属性	宗教上の代表者			左以外の者		NA	
		98			1		1	
2	選出方法	前任者	世襲	責任役員	信者	包括団体	その他	NA
		31	25	17	15	6	3	2
3	兼務	0	1	2~3	4~9	10~	NA	
		77	12	4	1	0	5	
4	兼職	宗教活動のみ		宗教活動と事業		兼職		NA
		61		8		26		6

責任役員

5	定数	3人	4人	5人	6人	7人	8人	
		63	12	16	5	3	1	
6	資格	信者のみ	関係教師・信者代表	信者代表・同族(非教師)	当該教師・信者代表	左欄+関係教師	その他	NA
		28	27	11	8	8	16	1
7	選出方法	代表役員	信者代表	代表役員 信者代表	信者総会	責任役員	その他	NA
		35	23	15	6	3	11	2
8	同族	いない	半数以下	半数以上	全員	NA		
		58	23	11	3	5		
9	事務決定方法	会議決定	同意決定	事後了承	その他	NA		
		71	16	9	3	2		

信者

10	事務決定への関与(予算)	議決・同意	諮問	その他	関与せず	NA
		70	7	8	12	4
11	周知(予算)	知らせる	知らせない	その他		NA
		50	28	18		3
12	義務(金銭)	全員	一定の信者	義務なし	NA	
		38	22	37	2	

97 宗教法人の管理運営上の諸問題

13	会計監査（重複）	行わない	監事	公認会計士	包括法人	連合会	その他	NA
		31	31	5	4	3	29	2

備付書類・帳簿

14		備えている	備えていない	わからない	NA
	法人規則	95	3	1	1
	包括法人規則	84	9	3	4
	役員名簿	94	3	0	3
	予算書	58	33	3	6
	決算書	68	25	2	5
	金銭出納簿	77	17	2	4

規則と運営の一致

15	一致状況	一致している		一致していない		NA	
		74		23		3	
	一致していない理由	慣行による	規則変更の未手続	その他		NA	
		76	5	18		0	

包括・被包括関係

16	便益（重複）	包括団体施設利用	後継者育成	祭具の供給等	法人の運営指導	情報提供指導	被災時援助	共済加入	その他	NA
		49	61	10	49	78	30	48	20	4
17	利益 - 不利益	種々の利益		比較的利	比較的利	不利益	考えたことがない		NA	
		29		22	8	5	32		4	